

相談センターニュース

知っておくべき法改正～④遺産分割に関する時的制限



相続が開始すると、相続人同士で相続財産の分け方を決める話し合い（遺産分割協議）を行うことが一般的ですが、最近この遺産分割に関する法律の改正がされました。

一般の方にも関係する重要なことなので、今回はこの改正点について簡単に説明したいと思います。

1 法改正の経緯

相続人同士で、遺産分割協議をおこなうにあたって、『特別受益や寄与分』（概要は後記3，4をご覧ください）が存在する場合には、これらを含めて遺産の分け方を決めることとなります。

今まで、遺産分割協議において、特別受益や寄与分の主張をすることについて、「いつまでに行わなければならない」という『時的制限』はありませんでした。

そのため、長期間遺産分割を行わなくても、特別受益や寄与分を主張する相続人にとっては、自身に不利益が生じる要因が少ないため、早期に遺産分割を行うインセンティブが働きにくい状況にありました。また、長期間の経過により、特別受益や寄与分の証書等が散逸することで、相続分の算定が困難となり、遺産分割を進めるにあたって支障となるおそれがありました。

こうした問題により、遺産分割が進まないことは相続の対象に不動産があった場合、その不動産は放置される等により、所有者不明土地を発生させる一要因となっていました。そこで、この問題に対応するため法改正がなされました。

2 法改正の内容

【原則】

相続開始（被相続人の死亡）時から10年を経過した後は、遺産分割において、各相続人は、『特別受益や寄与分』の主張をすることができなくなります。

【例外】

- ① 10年経過前に相続人が家庭裁判所に遺産分割請求したとき
- ② 10年の期間満了前6か月以内に、遺産分割請求をすることができないやむを得ない事由が相続人にあった場合において、その事由消滅から6か月経過前にその相続人が遺産分割請求したとき

※但し、10年経過していたとしても、相続人全員の合意があれば、『特別受益や寄与分』を含めた遺産分割協議を行うことは可能です。

3 特別受益とは・・・

特別受益とは、一部の相続人が被相続人から生前贈与や遺贈等により特別に受けた利益のことをいいます。この特別の利益を受けた相続人がいる場合、そのことを考慮せず遺産を分配するとその他の相続人との間に不公平が生じることとなります。

そこで、原則一部の相続人が受けた特別の利益は相続財産に含めて計算し、遺産を分配することになります。

4 寄与分とは・・・

相続人の中に、被相続人の財産の維持又は増加について特別の貢献（事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護等）をした人がいる場合、他の相続人との公平を図るために、その相続人に対しては、法定相続分に財産維持や特別の貢献による増加分の財産を加算することになります。その増加分を寄与分といいます。

なお、令和元年7月1日の法改正により、相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合に、相続人に対して寄与度に応じた金銭（特別寄与料）を請求できるようになりました。

5 適用時期（施行時期と経過措置）

この法律は『令和5年4月1日』より適用されますが、この日より前に被相続人が亡くなった場合の遺産分割についても、このルールが適用されます。

ただし、適用日に相続開始から既に10年が経過しているケースや相続開始から10年経過する時が適用日から5年を経過する時より前のケースについては、少なくとも適用日から5年間はこのルールの適用が猶予（つまり、適用日から5年間は特別受益や寄与分の主張ができる）されます。

6 最後に

長期間にわたって遺産分割協議を済ませていない方については影響の大きい法改正になります。ここで説明しきれない改正の詳細部分もありますので、ご心配な方は司法書士にご相談ください

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内（相談は無料です）

こんな内容で困っている方は、迷わずご相談ください

- 相続した不動産の名義を変更したい
- 借金がいっぱいでどうしたらいいのかわからない
- 親族が認知症で困っている
- 敷金・賃料トラブルで困ってる
- 相続問題はどうしたらいいのかわからない
- 会社を設立したい・・・など

【電話相談】…予約は **不要** です。

- ・月曜日～金曜日の14時～17時
※火曜日は成年後見に関する専門の相談員が担当しています
- ・電話相談は ☎ 054-289-3704
※相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

【面談相談】…予約が **必要** です

- ・ご予約は ☎ 054-289-3700
- ・面談会場は
 - 〈静岡会場〉 静岡県司法書士会館 …毎週（火・金）14時～17時
 - 〈浜松会場〉 浜松市勤労会館Uホール …毎週（木）14時～17時
 - 〈三島会場〉 三島商工会議所 …毎週（火）14時～17時
 - 〈下田会場〉 下田市民文化会館 …毎月第3（金）13時～16時
 - 〈細江会場〉 浜松市北区役所 …毎月第1（水）13時～16時
 - 〈天竜会場〉 浜松市天竜区役所 …毎月第1（水）13時～16時
- ※相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

※ 法務局に提出する申請書や添付書類の書き方、裁判所に提出する申立書類の書き方については、お答えできかねますのでご了承ください。